

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構第4期中期計画に係る 変更しようとする事項及び理由について

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地活
化法」という。）」及び「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法
律第 85 号。以下「物効法」という。）」の改正法が 11 月 27 日に施行されることに伴い、
機構の業務として、

- ア 現行の地活化法第 29 条の 2 に基づく認定軌道運送高度化事業等の実施に必
要な資金の出資及び貸付けの対象に、認定地域公共交通利便増進実施計画に定
められた都市鉄道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設に必要な資金の貸付け
- イ 流通業務総合効率化事業を推進するため、物効法第 20 条の 2 に基づき認定
総合効率化計画に定められた物流施設の整備に必要な資金の貸付け

以上の業務が追加される。

また、平成 31 年 3 月改定の「独立行政法人の目標の策定に関する方針」及び「今後の
中（長）期目標変更にあたっての留意事項について（平成 31 年 4 月総務省行政管理局
管理官事務連絡）」に基づき、「人材確保・人材育成に係る方針を策定し、社会的要請に
応えうる組織運営に努める」旨の目標を新たに設ける必要がある。

については、中期目標の変更指示を踏まえ、中期計画の「3. (6) 地域公共交通出資業務等」
及び「10. (2) 人事に関する計画」を変更し、本業務に関する計画を盛り込むとともに、
「5. (1) 予算、収支計画及び資金計画」中の表（予算三表）の変更を行う。

第4期中期計画 新旧対照表（案）

※下線は記載ぶりに変更のある部分

第4期中期計画（変更案）	第4期中期計画（現行）
<p>1. ～ 2. （略）</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6）地域公共交通出資業務等</p> <p>① 地域公共交通出資及び貸付け</p> <p style="padding-left: 20px;">地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第29条の2の規定に基づき、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。</p> <p style="color: red; padding-left: 20px;"><u>(a) 地域公共交通出資等</u></p> <p style="color: red; padding-left: 20px;"><u>認定軌道運送高度化事業等（ただし、認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設を除く。）の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。</u></p> <p style="color: red; padding-left: 20px;"><u>また、出資及び貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、出資等を行うか否かの決定に際し、当該リスクを適切に評価して、中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に業務を行うとともに、出資及び貸付けを行った事業</u></p>	<p>1. ～ 2. （略）</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6）地域公共交通出資業務等</p> <p>① 地域公共交通出資及び貸付け</p> <p style="padding-left: 20px;">地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第29条の2の規定に基づき、<u>次の手順に従って</u>、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、出資等を行うか否かの決定に際し、当該リスクを適切に評価して、中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に業務を行う。</p> <p style="color: red; padding-left: 20px;"><u>また、出資及び貸付けを行った事業の進捗状況を適切に把握・評</u></p>

第4期中期計画（変更案）	第4期中期計画（現行）
<p>の進捗状況を適切に把握・評価しつつ、出資及び貸付資金の効率的な使用及び適切な回収を図る。</p> <p>これらにより、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するとともに、出資及び貸付資金の毀損ゼロを目指す。</p> <p><u>(b) 都市鉄道融資</u></p> <p><u>認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設に必要な資金の貸付けを行う。</u></p> <p><u>また、貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で貸付けの判断を行うとともに、貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況等を把握しつつ、約定に沿った債権の確実な回収を図る。</u></p> <p><u>② 物流施設融資</u></p> <p><u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第20条の2の規定に基づき、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行う。</u></p> <p><u>また、貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で貸付けの判断を行うとともに、貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況等を把握しつつ、約定に沿った債権の確実な回収を図る。</u></p> <p><u>③ 内航海運活性化融資</u></p>	<p>価しつつ、出資及び貸付資金の効率的な使用及び適切な回収を図る。</p> <p>これらにより、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するとともに、出資及び貸付資金の毀損ゼロを目指す。</p> <p><u>② 内航海運活性化融資</u></p>

第4期中期計画（変更案）	第4期中期計画（現行）
<p>国が策定・公表する資金管理計画を基に、調達する借入金が前年度以下となるように、貸付金の回収及び新規の融資を適切に行う。</p> <p>(7) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算、収支計画及び資金計画</p> <p><u>別紙</u>のとおり。</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>国が策定・公表する資金管理計画を基に、調達する借入金が前年度以下となるように、貸付金の回収及び新規の融資を適切に行う。</p> <p>(7) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算、収支計画及び資金計画</p> <p><u>別紙</u>のとおり。</p> <p>(2)、(3) (略)</p>
<p>6. ～9. (略)</p>	<p>6. ～9. (略)</p>
<p>10. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p><u>機構の役割を果たすため、人材確保に係る方針を策定し、事業規模、事業内容等業務の実情に応じて必要な人材の確保に努め、各業務の進捗に対応した人員の適正配置等重点的な運用を行うとともに、人材育成に係る方針を策定し、高度な専門的知識の修得、技術スキルの向上</u></p>	<p>10. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>事業規模、事業内容等業務の実情に応じて必要な人材を確保するとともに、各業務の進捗に対応するため、人員の適正配置等重点的な運用を行う。</p>

第4期中期計画（変更案）	第4期中期計画（現行）
<p data-bbox="208 212 1115 292"><u>等を図る研修を実施することにより、社会的要請に応えうる組織運営に努める。</u></p> <p data-bbox="197 355 454 387">(3)、(4) (略)</p>	<p data-bbox="1160 355 1417 387">(3)、(4) (略)</p>

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(平成30年度～平成34年度)
新旧対照表(案)

改 正 案				現 行			
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(平成30年度～平成34年度) 【地域公共交通等勘定】				鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(平成30年度～平成34年度) 【地域公共交通等勘定】			
予算 (単位:百万円)				予算 (単位:百万円)			
区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計	区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計
収入				収入			
運営費交付金	286	-	286	運営費交付金	229	-	229
政府出資金	4,800	-	4,800	政府出資金	4,800	-	4,800
借入金等	129,500	32,400	161,900	借入金等			
財政融資資金借入金	129,500	-	129,500	民間借入金	-	32,400	32,400
民間借入金	-	32,400	32,400	業務収入	-	49,088	49,088
業務収入	4,881	49,088	53,969	計	5,029	81,488	86,517
計	139,467	81,488	220,955				
支出				支出			
業務経費				業務経費			
地域公共交通等業務関係経費	134,361	32,421	166,782	地域公共交通等業務関係経費	4,825	32,421	37,246
借入金等償還	430	48,910	49,340	借入金等償還	-	48,910	48,910
支払利息	4,225	29	4,254	支払利息	-	29	29
一般管理費	83	37	120	一般管理費	21	37	59
人件費	348	150	498	人件費	183	150	333
業務外支出	21	10	30	業務外支出	-	10	10
計	139,467	81,557	221,024	計	5,029	81,557	86,586
[人件費の見積もり] 403 百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び 退職者給与に相当する範囲の費用である。 (注1)第4期中期計画期間における特殊要因については、都市鉄道融資及び物流施設 融資に係る経費である。				[人件費の見積もり] 273 百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び 退職者給与に相当する範囲の費用である。			

改 正 案

現 行

収支計画 (単位:百万円)

区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計
費用の部	4,737	254	4,991
経常費用	513	224	737
地域公共交通等業務費	61	23	84
一般管理費	451	197	648
減価償却費	0	4	5
財務費用	4,225	29	4,254
収益の部	4,737	178	4,916
運営費交付金収益	286	-	286
地域公共交通等業務収入	4,451	178	4,629
資産見返負債戻入	0	-	0
資産見返運営費交付金戻入	0	-	0
資産見返補助金等戻入	0	-	0
純利益	-	△ 75	△ 75
目的積立金取崩額	-	85	85
総利益	-	9	9

収支計画 (単位:百万円)

区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計
費用の部	229	254	483
経常費用	229	224	454
地域公共交通等業務費	25	23	48
一般管理費	204	197	401
減価償却費	0	4	5
財務費用	-	29	29
収益の部	229	178	408
運営費交付金収益	229	-	229
地域公共交通等業務収入	-	178	178
資産見返負債戻入	0	-	0
資産見返運営費交付金戻入	0	-	0
資産見返補助金等戻入	0	-	0
純利益	-	△ 75	△ 75
目的積立金取崩額	-	85	85
総利益	-	9	9

改 正 案

資金計画 (単位:百万円)

区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計
資金支出	139,472	81,574	221,046
業務活動による支出	139,040	32,662	171,702
投資活動による支出	2	1	3
財務活動による支出	430	48,910	49,340
次期中期目標期間への繰越金	0	1	1
資金収入	139,472	81,574	221,046
業務活動による収入	5,167	49,088	54,255
運営費交付金による収入	286	-	286
その他の収入	4,881	49,088	53,969
財務活動による収入	134,300	32,400	166,700
前期よりの繰越金	5	85	91

(注2) 単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

現 行

資金計画 (単位:百万円)

区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計
資金支出	5,034	81,574	86,608
業務活動による支出	5,034	32,662	37,696
投資活動による支出	0	1	1
財務活動による支出	-	48,910	48,910
次期中期目標期間への繰越金	0	1	1
資金収入	5,034	81,574	86,608
業務活動による収入	229	49,088	49,317
運営費交付金による収入	229	-	229
その他の収入	-	49,088	49,088
財務活動による収入	4,800	32,400	37,200
前期よりの繰越金	5	85	91

(注) 単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。